

吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準の一部改正の骨子案

1 目的

開発事業に際し、排水施設等の整備に関する基準について一部改正するものです。

- (1) 交通量が多い車道に吹田市下水道用次世代型マンホール蓋を設置することにより、人孔蓋の長寿命化、耐スリップ性及び開放性の向上を図るものです。
- (2) 敷地内に雨水枡を設置する基準に小口径塩ビ枡を追加することにより、組立人孔の設置が困難な敷地内に、雨水枡の設置を可能とするものです。
- (3) 取付管設置の基準に埋設標識シートの布設を追記することにより、埋設標識シートの布設漏れを防止するものです。
- (4) 雨水貯留型施設の容量算定式を追記することにより、貯留容量の計算方法を明確にするものです。

2 改正内容

- (1) 緊急交通路（広域、地域）・避難路、都市計画道路、バス路線、車道幅員が5.5m以上でセンターラインがある路線等で人孔蓋の設置をする場合は、吹田市下水道用次世代型マンホール蓋を設置すること。
- (2) 敷地内に雨水枡を設置する場合について、現状の組立人孔（φ600、φ700、φ900）に加えて、小口径塩化ビニル雨水枡を採用可とする。
- (3) 取付管の埋戻しに際し、管路の上部から30センチメートルの位置に埋設標識シートを布設すること。
- (4) 貯留容量は次式により算定する。

$$V = 10R \times A \times f \times 1.2$$

V：貯留容量（ m^3 ）

R：降雨量＝175mm

A：対象面積（ha）

f：流出係数＝0.2

3 施行予定年月日

令和5年（2023年）7月1日